

みんなが<sup>あんしん</sup>安心して<sup>かいてき</sup>快適な暮らしが  
できるような社会。

みんなの<sup>ねが</sup>願いだよね。

すべての人が自分の考えで  
自由<sup>じゆう</sup>に行動<sup>こうどう</sup>できること。

すべての人がいろいろな活動<sup>かつどう</sup>に  
参加<sup>さんか</sup>できること。

すべての人が思いやりの心<sup>こころ</sup>をもって  
自分から行動<sup>こうどう</sup>すること。

それがユニバーサルデザイン。

これを全世界<sup>ぜんせい</sup>に広めて、

将来<sup>しょうらい</sup>に引き継いでいく…

思いやりの心<sup>こころ</sup>が結ぶやさしいまち。

そんなまちの実現<sup>じつげん</sup>のために、  
この条例<sup>じょうれい</sup>をつくりました。



# 浜松市 ユニバーサルデザイン条例

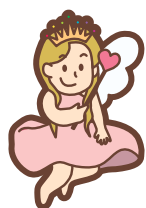
をわかりやすく説明するパンフレット

# Universal Design



浜松市ユニバーサルデザイン

## みんなが思いやりの心をもつこと、みんなができることをやってみること。



ユニバーサルデザインを進めるために…  
すべての人がお互いの立場を理解し、尊重することが大切です。みなさんが思いやりの心  
を持たば、すべての人が暮らしやすいまちに変わっていくはずです。  
みなさんのできることから始めてみましょう。

### 第 1 条 目 的

この条例は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、その基本理念及び基本的な事項を定めるとともに、市民、事業者及び市のそれぞれの役割を明らかにすることによって、すべての人が安心、安全で快適に暮らすことができる社会を築くことを目的とする。



考え方

「市民」、「事業者」、「市」の3者が同じ考え方を持って、それぞれの役割を自覚することが大切ね。  
この条例は、その役割を明らかにしているのよ。

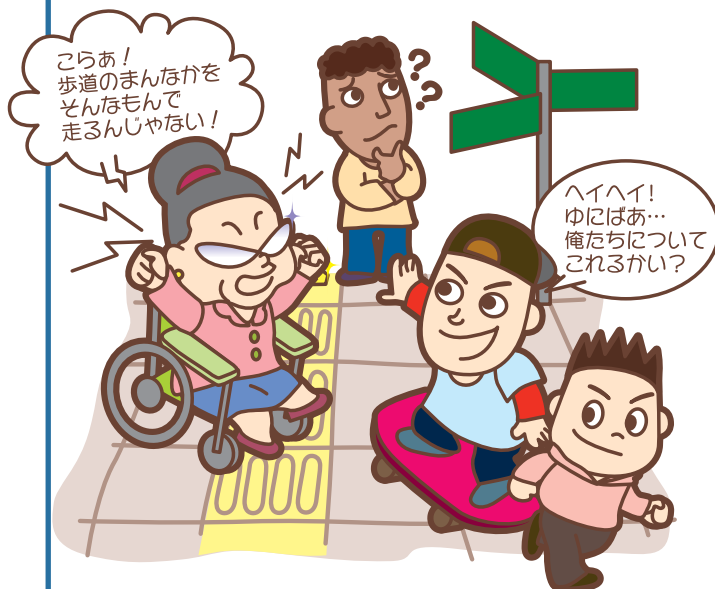
### 第 2 条 定 義

この条例において「ユニバーサルデザイン」とは、年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いをこ  
超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていかうとする考え方をいう。



考え方

「ユニバーサルデザイン」という言葉が大事な  
キーワードよ。しっかりと覚えてね。



### 第 3 条

## きほんりねん 基本理念

ユニバーサルデザインによるまちづくりは、すべての人がお互いの立場を理解し、尊重し合い、さらに市民、事業者及び市が協働して、思いやりの心が結ぶ優しいまちの実現を図ることを基本理念として推進されなければならない。



考え方

ひとり一人ひとりがお互いの立場を理解し合うことが重要な。人それぞれ、要求やかかえている問題は違うよ。「市民」、「事業者」、「市」がそれぞれの立場で、問題をいっしょに考え、いっしょに解決していくことがユニバーサルデザインを進めていくために大切なことね。



ぜんこく さきが  
全国に先駆けて、

じょうれい か  
ユニバーサルデザインを条例化しました！

ぜんこく はじ はまつし  
全国で初めて浜松市がユニバーサルデザインを条例化しました。

はまつし  
浜松市はユニバーサルデザインを積極的に進めている都市です。みなさんもその一員として、ユニバーサルデザインのことを考えてみましょう。



みんなの役割って？

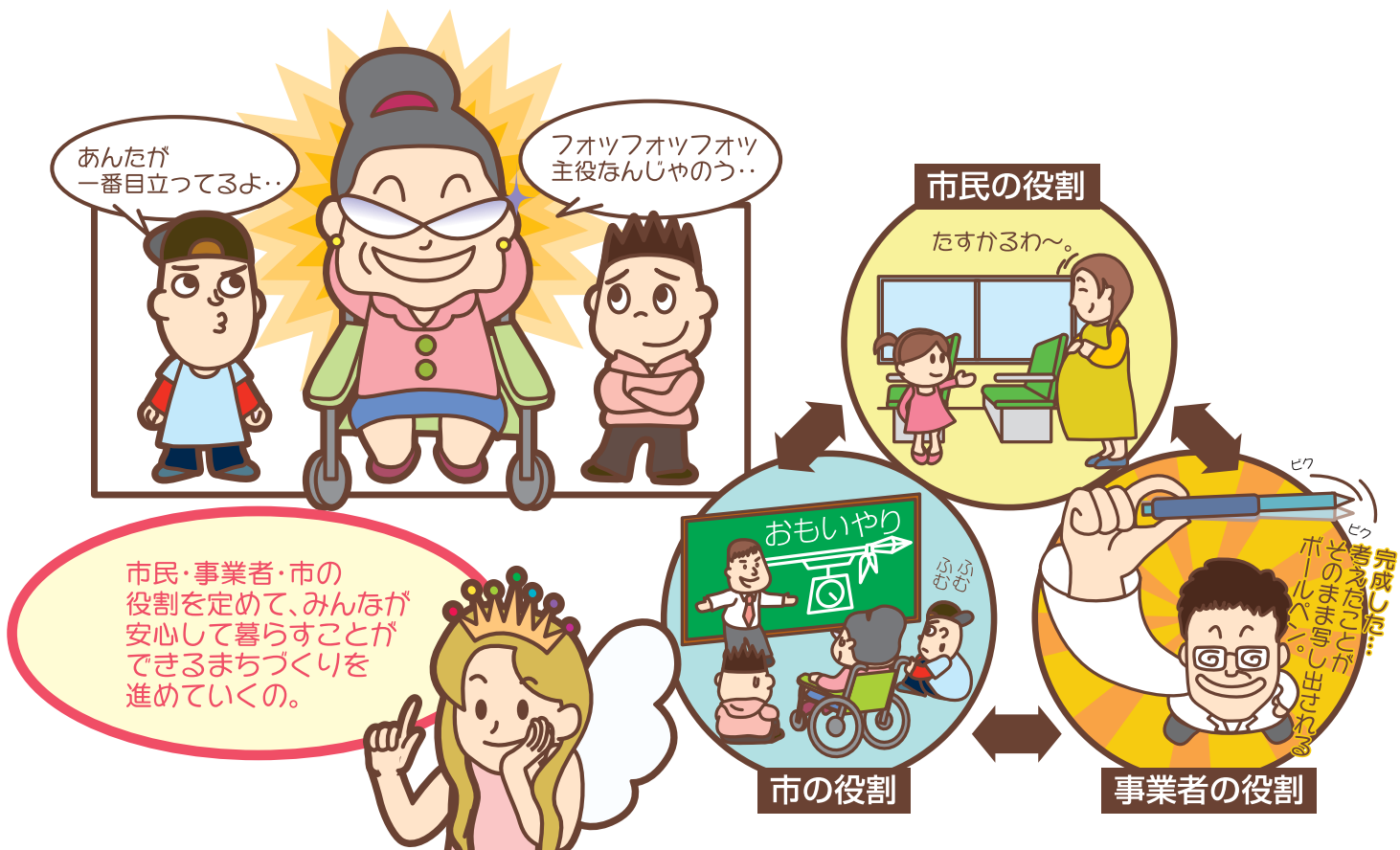
第 4 条 市民の役割

- 1 市民は、自らがまちづくりの主体であるという認識のもとに、ユニバーサルデザインへの理解を深め、共に支え合いながら自己の能力を発揮し、積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。
- 2 市民は、施設を利用するときは、利用者が互いに安心、安全で快適に利用できるよう、一人ひとりが思いやりの心を持ち、行動するよう努めるものとする。
- 3 市民は、事業者及び市と連携し、市が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。



考え方

この条例では、「役割」という言葉を使っているわ。決して、やらなければならない「義務」があるわけではないのよね。一人ひとりが、自然と、そして自分から「役割」を行う、やさしいまちになってほしいわ。市民のみなさんが主役なの。市民のみなさんの役割としては、一人ひとりが思いやりの心を持って行動すること、ユニバーサルデザインによるまちづくりに協力することね。



## 第 5 条

### 事業者の役割

- 1 事業者は、地域社会を支える一員として、ユニバーサルデザインへの理解を深め、主体的かつ積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。
- 2 事業者は、年齢、性別、身体能力、国籍等に関係なく、市民が働くことのできる職場環境の確保及びその雇用の推進に努めるものとする。
- 3 事業者は、市民及び市と連携し、市が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。



施設づくり、ものづくりなどで、誰もが使いやすいように工夫することや、誰もが働きやすいような会社や工場にすることなどが、事業者のみなさんの役割ね。

## 第 6 条

### 市の役割

- 1 市は、この条例の目的を達成するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを、市民及び事業者との協働により推進するものとする。
- 3 市は、施策の推進に当たって必要な予算上の措置を講ずるよう努めるものとする。



市(行政)は、ユニバーサルデザインを具体的に進めるため、市民のみなさんや事業者のみなさんご意見をききながら、事業を決めたり、必要なお金を用意するのね。



さすが、「ゆにばあさん」ね。頼もしいわ…さて、わたしのカチューシャなんだけど…これはユニバーサルデザインの7つの原則によってつくられてるの。

- 単純性
- わかりやすさ
- 安全性
- 自由性
- 公平性
- 省体力
- スペースの確保

「ユニバーサルデザインの7つの原則」覚えておいてね。



## ユニバーサルデザインを進める!

### 第 7 条 計画の策定

- 市長は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定する。
- 市長は、前項の計画を策定し、又は変更するに当たっては、広く市民及び浜松市ユニバーサルデザイン審議会の意見を聴くとともに、当該意見を反映させるよう努めなければならない。
- 市長は、第1項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。



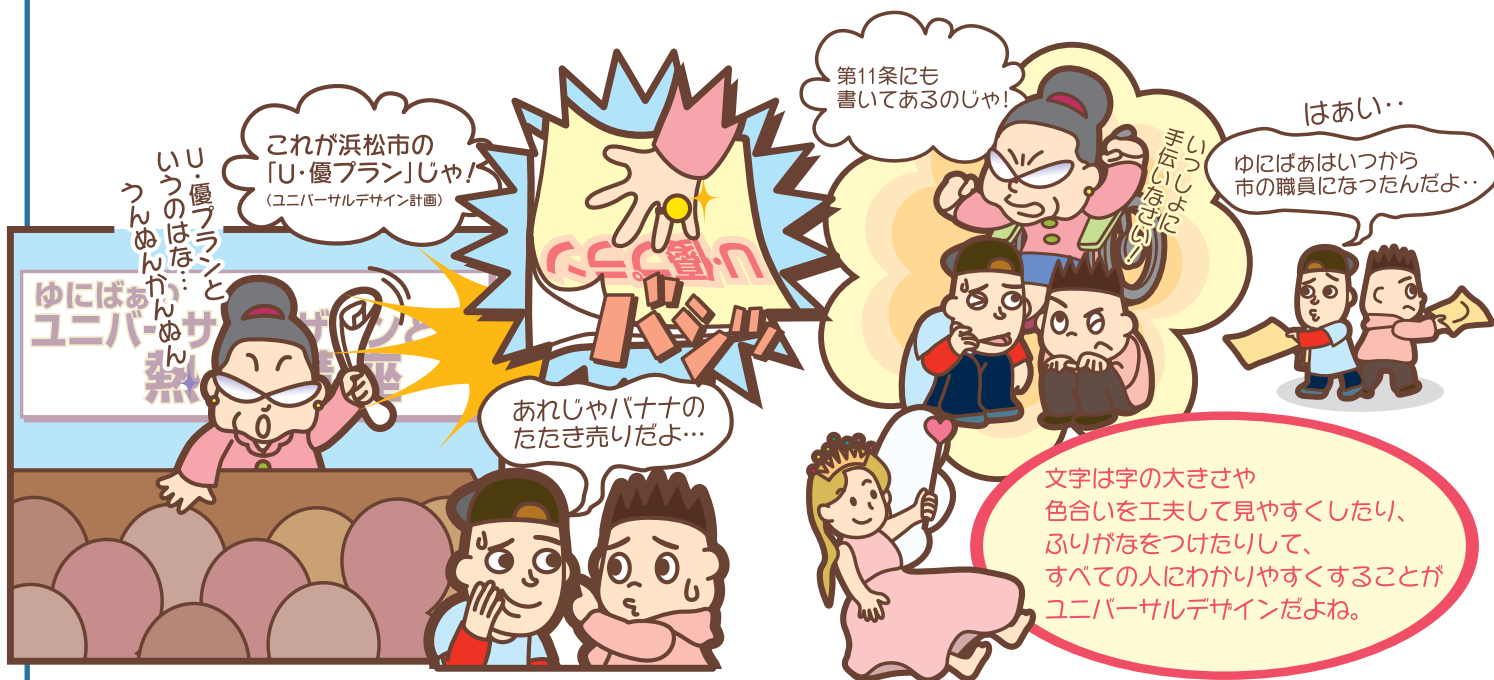
ユニバーサルデザインを進めていくために計画をつくっているの。計画をつくるときや、変更するときは、市民のみなさんや審議会の委員のみなさんから意見を聴いて、より良いものにしていくのね。

### 第 8 条 庁内体制

市長は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための庁内体制を確立するものとする。



浜松市では、ユニバーサルデザイン推進本部をつくって、すべての課にユニバーサルデザイン推進員を1人ずつ決めていくの。そして、道路や公園、福祉や教育など、いろいろなことについてユニバーサルデザインの考えによる、やさしいまちづくりを進めているのね。



## 第 9 条

### がくじゆつ き かんとう れんけい 学術機関等との連携

市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関し、大学、研究所等の機関と協力して、調査、研究及び情報収集を行うものとする。

## 第 10 条

### くに けんおよ た し ちょうそん れんけい 国、県及び他市町村との連携

市は、国、県及び他の市町村と連携し、及び協力して、ユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むものとする。

## 第 11 条

### こうほうおよ じょうほうていきょう 広報及び情報提供

市は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関し、市民及び事業者の理解を深めるよう広報に努めるとともに、必要な情報を提供するものとする。



考え方

市民のみなさんや事業者のみなさんにユニバーサルデザインを理解してもらうため、いろいろな方法でお知らせしているのね。

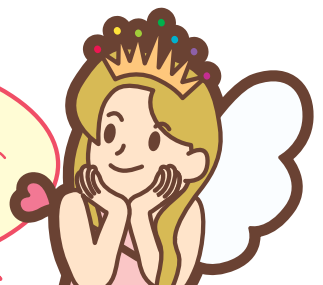


## ユニバーサルデザインの教育を重視した条例

ユニバーサルデザイン条例では、「教育」を重視。学校教育、社会教育でユニバーサルデザインを推進しています。すべての人が思いやりの心をもつために大切なことです。



国や県、大学や研究施設から常に最新の情報を取り入れて、そういった機関と協力、連携していくことが大切ね。



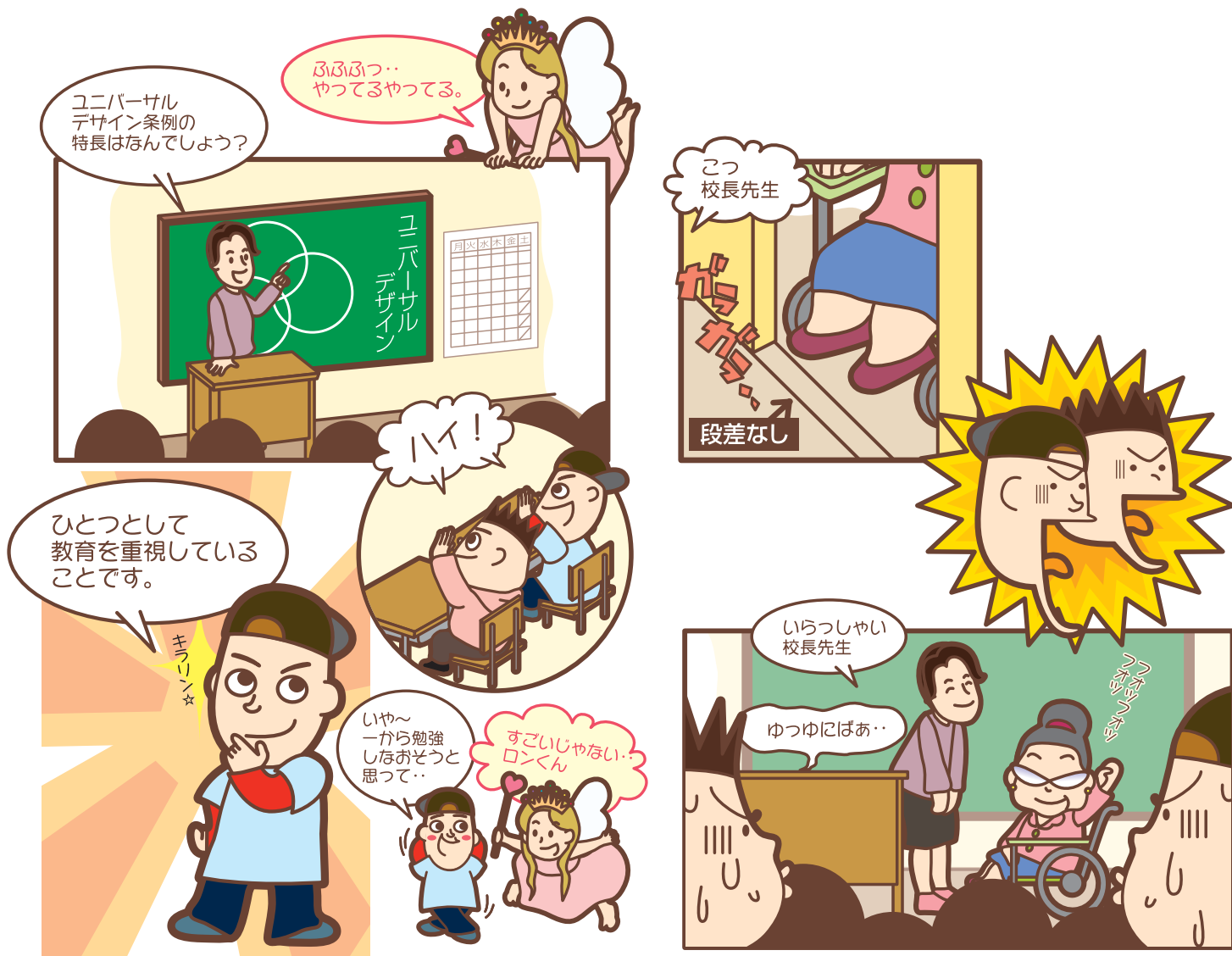
ユニバーサルデザインを学ぼう!

第 12 条 学校教育における取組

- 1 学校等の場において行われる教育(以下「学校教育」という。)に携わる者は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには教育が重要であることを認識し、個々の教育本来の目的を実現する過程において、ユニバーサルデザインに配慮した教育を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、学校教育において、すべての人が互いに交流し合える機会を提供するものとする。



ユニバーサルデザインは、小さいうちから思いやりの心を育むことが必要だと思うの。  
 このため、小学校、中学校の授業のなかで教えていくことが大切なのね。また、外国人や障がい者、高齢者やさまざまな考え方をを持った人と交流し、その違いを理解することも大切なのね。  
 (「学校等」には、幼稚園や保育園も含まれるのよ。)





## 第 13 条

### 社会教育における取組

- 1 家庭及び職場その他社会において行われる教育(以下「社会教育」という。)に携わる者は、すべての人が生涯にわたりお互いの立場を理解し、思いやりの心を育むため、ユニバーサルデザインに配慮した教育を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、社会教育において、すべての人が互いに交流し合える機会を提供するものとする。



考え方

「教育」については、子供への教育だけでなく、大人への教育、つまり、おうちや仕事場でもユニバーサルデザインを学ぶことが大切なんだよね。

## 第 14 条

### 人材育成及び派遣

- 1 市は、市民及び事業者と連携し、ユニバーサルデザインに関する専門的な知識又は技能を有する者(次項において「有識者等」という。)を育成するものとする。
- 2 市は、ユニバーサルデザインを推進する活動を行う者に対し、有識者等を派遣するものとする。



考え方

ユニバーサルデザインの活動を行っている団体は市内にもたくさんあるのよ。  
市民のみなさんや会社の社員を対象に勉強会を行うなど、もっともっとユニバーサルデザインを推進していきたいわね。



## こんなところにユニバーサルデザインが。

### 第 15 条 公共施設等の整備

- 市は、市が設置し、又は管理する建物、道路、公園等の公共施設及びこれらに付随する工作物(以下「公共施設等」という。)の新築等(新築、新設、増築、改築及び用途の変更(施設の用途を変更して公共施設等とする場合を含む。))をいう。次項において同じ。)をしようとするときは、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づき整備するものとする。
- 市は、公共施設等の新築等をしようとするときは、あらかじめユニバーサルデザインの観点から利用者等の意見を聴くものとする。

### 第 16 条 公共交通事業者等の努力

- 一般の旅客の運送のための鉄道、自動車又は船舶等(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者(以下「公共交通事業者等」という。)は、その運行に必要とし、かつ公共のために使用する施設及び工作物について、すべての人が安心、安全かつ円滑に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく整備に努めるものとする。
- 公共交通事業者等は、ユニバーサルデザインに基づき公共車両等の整備に努めるものとする。

### 第 17 条 施設の設置等をする者の努力

- 施設を設置し、又は管理する者(前2条に規定するものを除く。)が新築等(新築、新設、増築、改築及び用途の変更をいう。)をしようとするときは、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく整備に努めるものとする。
- 商品の製造等(製造、加工及び設計をいう。)をする者は、当該商品について、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく製造等に努めるものとする。
- サービスを提供する者は、当該サービスについて、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく提供に努めるものとする。



考え方

歩道や公園などのほか、鉄道やバス、タクシーなど、また、みなさんが利用する商品やサービスまで、すべての人が安心して、安全に利用できるようならなければならないと思うわ。やさしいまちづくりの第一歩ね。



## 第 18 条 設 置

市は、ユニバーサルデザインの推進に関する事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市ユニバーサルデザイン審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## 第 19 条 そ 組 織

- 1 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 市民
  - (2) 事業者
  - (3) 知識経験を有する者
  - (4) 学識経験を有する者

## 第 20 条 にん 期

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

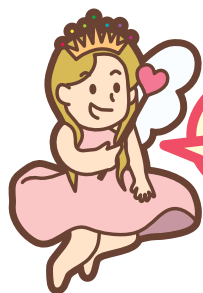
## 第 21 条 かいちょうおよびふくかいちょう

- 1 審議会に会長及び副会長を1人ずつ置く。
- 2 会長は、委員が相互に選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、審議会を代表し、会の事務を取りまとめてこれを管理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務につけないときは、会長の職務を代理する。

## 第 22 条 い 任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則 この条例は、平成15年4月1日から施行する。



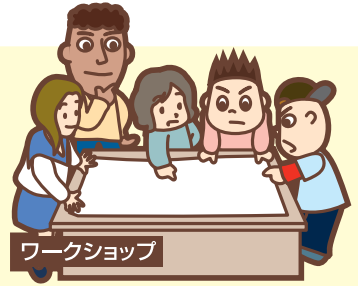
市民のみなさんと一緒になって  
ユニバーサルデザインのあり方を  
常に検証しているのね





# ユニバーサルデザイン<sup>じょうれい</sup>条例は 市民<sup>しみん</sup>のみなさんといっしょにつくりました。

公募<sup>こうぼ</sup>市民<sup>しみん</sup>や市民団体<sup>しみんだんたい</sup>の代表者<sup>だいひょうしゃ</sup>などによるワークショップ<sup>いけん</sup>の意見を  
まとめた骨子案<sup>こっしあん</sup>をもとに、市民<sup>しみん</sup>からの意見<sup>いけん</sup>を取り入れてつくり上げ  
たのが「浜まつし<sup>はまつし</sup>ユニバーサルデザイン<sup>じょうれい</sup>条例」です。



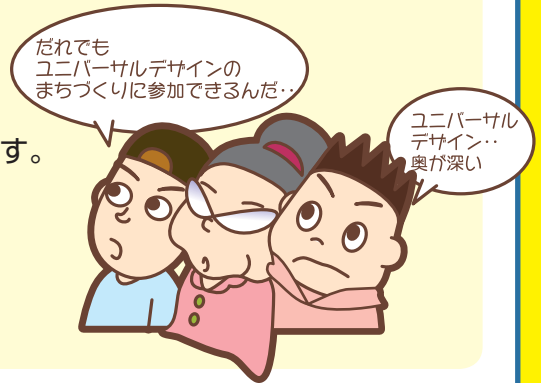
## ワークショップ

条例<sup>じょうれい</sup>や計画<sup>けいかく</sup>づくりにおいて市民<sup>しみん</sup>のみなさんが集まり、  
アイデア<sup>だ</sup>を出しあって作り<sup>つく</sup>あげていく市民参加<sup>しみんさんか</sup>のしくみです。



## パブリックコメント

条例<sup>じょうれい</sup>や計画<sup>けいかく</sup>などを策定<sup>さくてい</sup>するとき、原案<sup>げんあん</sup>を公表<sup>こうひょう</sup>して市民<sup>しみん</sup>の  
みなさんの意見<sup>いけん</sup>を募集<sup>ぼしゅう</sup>し、寄せられたご意見<sup>いけん</sup>を反映<sup>はんえい</sup>させるしくみです。



ユニバーサルデザイン<sup>かん</sup>に関する意見<sup>いけん</sup>やアイデア<sup>ぼしゅう</sup>を募集  
しています。ぜひ積極<sup>せっきよくてき</sup>的なご意見<sup>いけん</sup>をお寄せください。



## 浜まつしユニバーサルデザイン担当

〒430-8652 浜まつし中区元城町103番地の2  
Tel:053-457-2364 Fax:053-457-2750  
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>  
E-mail [ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

このパンフレットは再生紙を使用しています。

平成24年3月